

the bottom line

税務・会計の情報ニュースレター「ボトムライン」の冬号をお届けいたします。今回は英国政府が発表した2010年度予算編成方針案（Pre Budget Report）、ビジネスレート（統一事業税）、そして短信を取り上げます。

2010年度予算編成方針案

昨年12月に発表された予算編成方針案には数々の興味深い措置が盛り込まれていますが、実施時期は遅れるものが多いため、これらの措置で生じる利益や負担については当分の間ははっきりしません。また楽観的な経済予測に基づく措置が多いため、それぞれの規定が経済全体に期待通りの効果をもたらすかどうかはわかりません。

課税

個人所得税の課税所得帯や基礎控除額に変更はありませんが、予定通り15万ポンドを超える課税所得には50%の最高税率が導入されます。2011年4月6日からは社会保険料（NIC）が1%引き上げられるため、これと合わせると高額所得者にとっては最高税率と保険料率の合計が52%となり、雇用主の保険料率も13.8%になります。

意外なことにキャピタルゲイン税は18%に据え置かれているため、所得を資産に転換する方法を検討する納税者が多くなっています。現在のような所得税とキャピタルゲイン税の不均衡が今後も続くかは予測し難いのですが、今回の予算編成方針案でキャピタルゲイン税が引き上げられると予想していた会計専門家が多かったものの、それは間違いだったことが示されました。今後、どうなるかが明確になるでしょう。

相続税の非課税枠は32万5,000ポンドに凍結されています。現在のインフレ水準を見れば意外とは言えませんが、

2007年までの9年間ほどで住宅価格が全般的に上昇しており、これに対応した引き上げは延び延びになっていると考える会計専門家が多いようです。しかし歳入関税庁（HMRC）は、相続税を払っているのは遺産相続の25%だけで「相続税の支払い件数はかつてないほど低い」と指摘しており、近い将来に非課税枠が引き上げられることは考えにくいようです（ただし現行政策の変更や政権交代があれば別です）。

付加価値税（VAT）は1月1日から17.5%に戻りました。小企業の法人税は21%に据え置かれていますが、財政的に厳しい企業に法人税の支払延期を認める「企業支払支援サービス（Business Payment Service）」の延長と併せて喜ばしいことです。ただ、小企業を対象とする法人税の1%引き上げは今年には実施されると私どもは予想しています。

年金

課税所得が15万ポンドを超える個人に対する年金拠出金の税額控除に対する制限が導入されることになり、今のうちにこの制限を回避しようと通常の拠出額を上回って増額拠出することに対し、これを阻止する措置（未然回避阻止の措置）も適用されます。予算編成方針案ではこの措置の対象となる課税所得金額を15万ポンドから13万ポンドに引き下げています。すなわち所得が13万ポンドを超える人で年金拠出額を増やそうとする場合に税額控除が制限されます。

企業投資制度（EIS）とベンチャーキャピタル投資信託制度（VCTs）

パートナーシップとして取引する企業への投資に対する企業投資制度（EIS）の優遇課税措置は利用できなくなります。さらに欧州委員会がEISやベンチャーキャピタル投資信託制度（VCTs）を承認する際に要求した諸条件を順守するため、ESTとVCTsには数々の変更が提案されています。

銀行員のボーナス

この措置はメディアで大きな話題となりましたが、実際の詳細な規定はかなり緩やかとなるのはほぼ間違いなく、各方面から思い付きの方策という批判を受けました。銀行サービスに従事する英国在住の従業員（または英国の銀行業務を遂行する非英国在住の従業員）が2009年12月9日から2010年4月5日の間にボーナスを受け取る場合、雇用主である銀行には2万5,000ポンドを超えるボーナスについて50%の課税を支払う責任があります。ただし、12月9日の時点ですでに結ばれている契約に基づいて支払われるボーナスには適用されません。この時点までは雇用主の側に裁量の余地がなかったためです。財務省はボーナスに対する課税で5億5,000万ポンドの歳入を見



Greenback Alan LLP
CHARTERED ACCOUNTANTS

11 Raven Wharf
Lafone Street, London SE1 2LR
Tel: +44 (0)20 7403 5959
Fax: +44 (0)20 7403 3111
Email: jonf@gballp.com
Website: www.gballp.com

込んでおり、これを失業者の就職支援に利用すると説明しています。

しかしこの規則を回避するため、一部の雇用主がボーナスの支払いを単に4月6日以降に引き延ばすことを検討する可能性があるほか、従業員の報酬パッケージを他の方法で引き上げようとする可能性があります。ただし政府は、今夏の財政法公布までに課税対象期間の延長を検討するとともに、利用される可能性のある課税回避方法を阻止する措置を導入する考えを示しています。この課税により実際にどれくらいの歳入があるかは依然として不明です。

課税回避、情報公開、海外（オフショア）銀行口座

予想されていたように、HMRCは引き続き海外保有資産への課税の回避に対する規定を強化しています。納税者が海外に保有する銀行口座やファンドに関する情報をHMRCに公開する機会、2010年1月4日まで延長されま

した。これにより情報を公開する機会がありながら公開しなかった納税者には、罰金として未払い課税額の最大200%を科される可能性があります。まだ情報を公開していないか公開が不十分な納税者は、今後の罰金を軽減するためにHMRCに連絡をとり関連資産を公開する手続きを始める必要があります。

海外保有資産に対する課税の回避を阻止するため、HMRCはさらなる措置に関して諮問を行っています。こうした措置としては、現在のところ英国と情報交換の取り決めがない一部の国・地域で開設した新たな銀行口座については、すべてHMRCに情報を公開することを義務付ける規定などがあります。ただし、こうした規定は送金ベースの規則の対象となっている外国人居住者には適用されません。

相続税回避防止策

従来から相続税に関する課税回避を防止する法規は、あまり目立つものでは

ありません。今回は新たに2つの防止策が導入されますが、ともに相続税の軽減に利用されてきた税務対策手段の阻止を狙ったものです。まずひとつは、個人が将来的な所有権を保持したまま信託に資産を移管する場合に適用されます。これが期限を迎え、その個人が実際に信託の資産の所有権を持てば相続税の課税が発生します。将来的な所有権を贈与した場合にも課税が発生します。

防止策の対象となるもうひとつの手段は、実際の市場価値に対する相続税が免除されている信託の資産を購入する場合です。この所有権は相続税の対象となる個人財産の一部となり、個人の存命中に期限を迎えれば、ただちに課税対象となる可能性があります。

予算編成方針案に示された措置についてのアドバイス、またその他の税務対策についてアドバイスが必要な方は、担当者までご連絡ください。

ビジネスレート（統一事業税）

ビジネスレート（統一事業税）の支払額について見直しや異議申し立てを検討していない場合には、これをすぐに実行に移す必要があります。現行のビジネスレートの支払額に対して異議申し立てをできる機会は、新しい評価額が導入される2010年4月1日に失効します。それまでに異議申し立てが認められれば、軽減額は最大5年にさかのぼって適用されます。

ロンドンのウエスト・エンドを中心に2010年4月からビジネスレ

ートの大幅な引き上げが見込まれていますが、引き上げは向こう5年間にわたって段階的に行われます。段階的な引き上げは本年度の支払額を基に算出され、引き上げ率にも上限が適用されます。このため本年度の支払額が軽減されれば、今後の支払額にも波及効果があるわけです。

なお課税評価額が1万8,000ポンド（2009/10年度は1万5,000ポンド）未満の未使用不動産については、すでに発表がありましたようにビジネスレートは引き続き免除されます。

短信

カンパニーカーの勧告燃料レート

カンパニーカーの勧告燃料レート（Advisory fuel rates/カンパニーカーによるビジネス目的の旅行で従業員に燃料費を払い戻す際、税金や国民保険料の支払額に影響しない上限レート）は6カ月ごとに見直され、新たなレートが毎年6月1日と12月1日に適用されます。2009年12月1日から適用されているレートは以下の通りです。

| エンジン排気量 | ガソリン | ディーゼル | LPG |
|-----------------|------|-------|-----|
| 1,400ccまで | 11p | 11p | 7p |
| 1,401cc~2,000cc | 14p | 11p | 8p |
| 2,000cc超 | 20p | 14p | 12p |

VAT電子申告の義務化

VATを除く年間売上高が10万ポンド以上ですでにVAT登録をしている全企業および2010年4月1日以降に登録が有効となる企業は、2010年4月1日以降に始まるVAT申告期間についてはVAT申告をオンラインで行い電子決済を利用することが義務付けら

れます。まだVATの電子申告の登録を済ませておらず支援が必要な方は、私どもにご連絡ください。

グリーンバック・アランからのお知らせ

グリーンバック・アランに Paul Bradley が VAT パートナーとして、また Sharon Gillies がシニア VAT マネージャーとして新たに加わったことをお伝えします。2人とも歳入関税庁での勤務とその後の大手国際会計事務所での勤務で得た VAT に関する豊富な経験を私どもに提供してくれます。

連絡先

今回のニュースレターで取り上げた内容についてもっと詳しい情報を知りたい方、あるいは私どもが提供している様々なサービスについて知りたい方は、以下の者までご連絡ください。Stephen Dabby, Morisha Christy, Tony Sian, Nick Nicolaou, Alex Green, Amanda Nelson, Paul Bradley